

高等学校優遇措置について

①海外帰国生への優遇

下記のすべてに該当する場合、入試合計点を1.2倍して、提出書類をもとに総合判断する。

- 1年6カ月以上海外に在留した経験をもち、かつ帰国後3年を経っていない者。

(2018年3月までに帰国予定の者も含む)

- 本校所定の海外在住証明書(海外での活動を示す追加資料の提出可)を提出すること。

②英語検定取得者への優遇(入試英語での点数の置き換え)

英検2級以上の取得者の英語の得点を80点とみなし、当日の得点と比較し高い方の得点を採用します。

英検準2級の取得者の英語の得点を70点とみなし、当日の得点と比較し高い方の得点を採用します。

※両方の優遇措置に該当する場合は、②の優遇をした後、①の優遇を加えます。

申請方法

優遇措置を利用する場合、出願時に海外在住証明書、英検合格証のコピーを添付した指定の別紙を願書とともに提出して下さい。(郵送による出願も同様)

以上